

一九七七年一二月一〇日第三種郵便物認可

年一二月一〇日第三種郵便物認可

発行所：社会通信社

発行人・滝野忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コ一ホテルケ谷九〇四 電話(03)3337714649
振替 東京0-158431 労金 東京労金本店 No.1154163 FAX(03)3337714649

卷之三

購読料 月額 500 円 6 月前納期

卷之三

もくじ

卷頭言

第五次中東戦争と「連合」 人間としての尊厳を確立するためには

全労協の権利宣言に寄せて

◇ 資料 ◇ 第一次論争（第一回）

反合研全国交流会を開催

鹿児島のみなさん、お世話になりました。
——鹿児島地方開拓団と交流——

社会党全国大会と兵庫問題

読者からのおたより

第一回 諸侯争雄
劉備當年志在平定四海

旬刊社会通信

NO. 464

一九九一年三月一日

一九九一年三月一日発行
(毎月一日・二日・二二日三回発)

■卷頭言■

第五次中東戦争と「連合」

社会党は一月二九日、総評センター、原水禁、護憲連合、青年、婦人団体等で「湾岸戦争即時停戦・自衛隊海外派兵反対合同闘争本部」を発足させ、二月六日に日比谷野外音楽堂で、二月一六日に明治公園で五万人規模の集会をおこなうことを決めた。二月六日の集会はおこなわれた（一万人）が、二月一六日の集会は、前号で既報の事情で中止された。「連合」が旧社会党・総評ブロックの大衆運動で「又さき」になることを恐れ、介入したこと、また旧社会党・総評センターが「連合」の介入に屈したことが主な原因だ。

この「連合」の介入に、日教組傘下の千葉高教組が、一月八日、「連合」と日教組本部に勇気ある申し入れをおこなった。「連合」の山岸氏にあてた申し入れ（湾岸戦争に対する「連合」の対応について）は――

〔I〕 湾岸戦争は、全世界の人々の平和への願いに反して、泥沼化の様相を呈しはじめており、アメリカを中心とする多国籍軍の即時戦闘中止とイラクのクエートからの撤退を実現する平和的な話し合いが切実に求められています。日本政府が九〇億ドルにも及ぶ追加資金援助を行い、『多国籍軍の武力行使を断固として支持』し、自衛隊の海外派遣を画策するなどの行為は、事実上の『参戦』に他ならず、私たちは断じて容認できません。

日教組はこうした立場にたち、『教え子を戦場に送るな』の原則にたって、二月六日には『湾岸戦争の即時停戦を求める中央集会』を開催し、『湾岸戦争の即時停戦・平和解決』『軍事援助と増税に反対』『自衛隊派遣の撤回』などの態度を明らかにしました。そして、引き続き湾岸戦争反対の行動強化に取り組んでいます。あらゆる戦争に反対し、平和を守るために奮闘することは労働運動に課せられた基本的な任務です。『連合』が全国的な大衆行動の組織化に全力をあげることを心から期待するものです。

〔II〕 「連合」は一月二十四日の『見解』で、『多国籍軍の武力行使は国連決議をふまえたものと受けとめる』として、アメリカを中心とする多国籍軍の武力行使を容認し、軍事費の支出についても『国民生活に大きな支障をきたさない範囲』で資金援助を認める立場を明らかにしました。さらに一月一日、『連合』の中央執行委員会として『湾岸戦争に対する『連合』の対応について』を決定し、一月二十四日の『見解』を再確認するとともに、当面の具体的行動として、二月一三日に『国連決議完全履行・湾岸戦争即時終結を求める集会』を開催することを決定しました。また、『連合』は総評センターが組織する大衆行動についても、『再考』を求める立場をとりました。

〔III〕 これらの『連合』の方針と行動は重大な問題をはらんでおり、労働運動のセンターとしての資格を疑わしめるものです。即ち、『国連決議』に名を借りてアメリカを中心とする多国籍軍の軍事行動と莫大な日本の軍事費支出を容認するだけでなく、『国連決議完全履行』、即ち多国籍軍による武力制圧によって湾岸戦争の『終結』を求める集会を開こうとしていることです。

私たちは、事実上戦争に加担する『連合』の方針と行動を改め、平和を求める全世界の人々の願いに正しく応える行動を組織するよう強く申し入れるものです」さらに、日教組への申し入れ（二・一三中央集会に関する）は、「二月七日付『指示七〇号』によつて、一三県・高教組に動員指示がおこなわれた『国連決議完全履行・湾岸戦争即時終結を求める集会』（『連合』主催）については、別添、千葉高教組の『連合』会長宛文書で述べた理由により、日教組動員の中止を申し入れます」というもの。この二つの申し入れは、社会党、旧総評を愛する者の気持ちそのものだ。全国の仲間たち、この千葉の仲間に学び大衆運動の高揚にみずから努力し合おうではないか。

人間としての尊厳を確立するため

——全労協の権利宣言に寄せて——

あるべき労働運動の再建を目指す全労協が運動の基調たるべき労働者の権利宣言を行なうことは、国労に対する資本と権力の攻撃を前に闘争を放棄した総評が自ら組織を解散して連合に吸収された日本の労働運動の危機的状況を克服するための力強い第一歩であるだけなく、ソ連のペレストロイカと東欧の社会主義の崩壊によつて国際労働運動が再建のため新しい局面を迎えている現在、極めて時宜を得たものだと思います。従つて、総評の崩壊と東欧の社会主義の崩壊から引き出される教訓は貴重だと思います。

日本の労働運動情勢の特徴

総評崩壊と連合の誕生という非肯定的経過の分析とそこから引き出されている教訓は既に明らかであり、この権利宣言はその教訓から生まれてきたものだと思います。第一次草案の「権利をめぐる現状認識」はその点をもつと明確に書くべきではないでしょうか。労働者の権利水準を「著しい経済発展」水準と比較して低いというのは、賃上げを経済成長率に比例して要求してきた思考と同一線上の発想であり、権利状況の場合は経済成長率に反比例して低下してきたことが問題なのだと思います。日本の資本主義は世界の産業をリードするところまで発達してきましたが、その発展のための資本と権力の経済産業政策が職場で労働者の権利を抑制し、剥奪し、例えば某自動車工場は門を入るとその中では憲法無効の状態が日常化し、社会的には公害の垂れ流しによる環境破壊が住民の生活権を脅かすだけでなく、マスメディアを支配するコマーシャリズムが消費者としての労働者大衆を「王様」とする錯覚に陥れとその生活を振り回す状態が一般化しました。この理不尽な状況に対して、労働運動は有効な抵抗を組織することができます、むしろ資本と権力に屈服して協力し、パイの分配率拡大よりもパイそのものの拡大に最高価値を置く「物取り主義」に徹する路線に迷い込んでしまいました。パイの拡大とは言うまでもなく企業収益の拡大に他なりません。このため労働運動は、利潤第一主義以外に行動規準を持たない企業の論理に埋没し、社会的、文化的関心を失い、政治闘争を放棄し、生活環境を守る闘いや平和を守る闘いを市民運動あるいは住民運動に委ねて顧みないようになりました。労働運動は経済成長政策に痺れ、職場で「使用者優位」を許し、人間としての労働権と生存権を自ら放棄したのです。そして誕生したのが他ならない連合でした。その連合が昨年の春闘で、かつてない人手不足とインフレ懸念の増大にもかかわらず、経済的整合性への思惑から要求を必要以上に抑えたことは、連合の本質を象徴的に示すものでした。

この悲劇的な日本の労働運動の現状が日本の労働運動に倫理と哲学が欠落していたことに起因しているという指摘があります。六〇年代に「クソのついた千円札も千円だ」という議論と「賃金は権利である」という議論が総評内部でぶつかり合つたこともありました。が、そんな議論が起きる程度に当時の総評には一定の哲学と倫理がありました。だからこそ、総評労働運動は原水禁運動や逆コース反対運動で広範な国民的共感を呼び、大衆運動の基幹勢力たり得たのだと思います。

こうした状況の下で、全労協が権力と企業に癒着した今日の労働運動にあるべき労働運動

動を対置し、日本の労働運動の再建を目指す壮大なプログラムの基礎に正しい労働者の権利の奪還と確立を宣言することは、極めて正当なことです。労働者の人間としての権利は、生活者、消費者としての権利と生産者としての権利を包括するものであり、人民と労働者の権利は不可分です。そして権利というものはすべて憲法第二一条の言う通り「不断の努力」によって守られるものです。生活者であると同時に生産者である労働者の権利を守る「不斷の努力」は労働者の神聖な義務です。その義務を果たすために労働者は団結しなければなりません。団結こそ労働者の力だからです。

従つて、労働者がこうした階級的権利意識と階級的仲間意識をしっかりと持つことが権利宣言の基礎になればなりません。しかし、その意識状況はどうなつてているでしょうか。六〇年安保以後権力と資本が高度成長政策の基礎政策として追求してきたのが、労働者の階級意識の消去でした。さまざまな文化的攻撃も加えられています。「消費者は王様」とか「賢い消費者」とかという宣伝は、社会全体にブルジョワ意識を拡散し、労働者をその消費者であるという側面からくすぐり、その中に包み込んで、大衆の中にやがていわゆる「中産意識」が芽生えました。労働者意識を社会から消去する攻撃の一例です。労働組合がこうした攻撃に抵抗する有効な闘争を組織し得なかつたことは重要な反省点でなければなりません。つまり労働者も労働組合もその階級的自主性の侵害、言い換えれば人間としての労働者の自主権の侵害に無警戒だったのです。労働者の自主権の確立は権利闘争の基本的課題だといわねばなりません。そのための教宣活動の強化は権利宣言の重要な課題だと思います。

この点で、いま国際労働運動の中で組合員大衆一人ひとりと職場組織の自主性の尊重と協力、団結が強調されるようになってきていることは面白いと思います。では外国の労働運動の状況を見てみましょう。

外国の労働運動の特徴

ソ連労働組合の試み ソ連のペレストロイカは、既存のソ連型社会主義を根底から突き崩し、新しい型の社会主義の建設を目指しているようですが、目指す社会主義の型は不確定で、摸索の苦悩が続いています。しかし、労働運動は一定の方向を築こうとしています。

既に『国際労働運動』一月号の第一二回世界労働組合大会報告の中に書かれているように、ソ連では党と政府に従属してきた従来の労働組合組織を労働者大衆の利益と権利を守るために組織とする再編が進んでいます。上から下への権力支配型組織を下から上への大衆路線型組織とする一八〇度転換を計っているのです。運動の重点は官僚的上部から下部大衆におろされてきました。それはイデオロギーに基づく党と政府に奉仕する労働組合ではなく、大衆の利益と権利の擁護と発展を基礎に下から運動を組織するという路線です。確かにこの路線はイデオロギーによる運動の支配を否定していますから、労働組合がイデオロギーを放棄したかのように言われていますが、ソ連の労働組合内部の討論は「イデオロギーに振り回されるのは誤りだというだけで、労働者としての哲学は守られなければならない」という結論になっています。

換言すれば、階級的哲学は堅持するが大切なことはその哲学を現実の多様な条件に即して多様に対処するという考え方ですが、運動の重心を上部から下部大衆の日常的 requirement に下ろそうということだと思います。職場の大衆が自主的に団結し、その組織の自主的決定に

よつてそれぞれ産業別、地域別組織に結集し、共和国レベルの組織に結集するという新しいから階級的組織論は、底辺の労働者と労働組合の自主性に基づく組織論であり、運動の組織方法にも「北極圏の春闘」といった大衆の要求を下から積み上げる新しい運動論が実践されています。官僚に奪われていた権力を人間に取り戻そうとする試みとも言えましょう。社会主義を官僚中心型から人間中心に建て直す課題に答える努力とともに解釈できます。

世界労連の変化 この変化は、先ず組織形態の変化に現われていますし、運動形態にも現われています。詳しく述べ前記報告を参照してください。ここで取り上げたいことは、それを反映している国際労働運動、特に世界労連の変化です。組織的改革も重要でしようが、運動論の変化に注目すべきだと思います。要約して言えば、労働運動の基本は統一と団結であることには些かも変化はないが、その統一は官僚に統制されたイデオロギーによる統一ではなく、労働者の利益と権利を基礎にした統一だとしているのです。つまり労働者の置かれていた状態は世界各国各地域ごとに千差万別であり、従つて闘争の目標も方法も相応に多様なのが当然であり、一律な指導を押しつけることは正しくなく、それゆえ各国の労働組合は相互にそれぞれ自主性を尊重し合い、相互が自主的に連帯し、統一行動を追及するところに階級的連帯の可能性が存在すると主張されるようになってきました。

ラグビーというスポーツはご承知のように一五人で一体になつて戦います。そのチームの力のカギは「ワン・フォア・オール、オール・フォア・ワン」、即ち「一人は皆のために、皆は一人のために」だとされています。この場合、個人とチームとの関係は強制されるものではなく、一人ひとりのメンバーの自發的結合でなければ本当のチームを構成し得ません。労働運動も一人ひとりの労働者とその自主的、自發的団結を基礎にしなければ力を出せないことはラグビーに共通しているようです。ソ連の労働運動は、労働者の自主性と自発性を忘れてイデオロギーで上から労働者を管理し、縛り付けてきた誤りを是正する必要を、過去のソ連型社会主義の総括から教訓として引き出したようです。多くの社会主義者はこの選択が新しい社会主義体制の建設に道を開くものになることに期待を表明しています。答えは今後有待なればなりませんが、全ロシア共和国労働組合連合会の活動の中にその萌芽を見るように感じている人は少なくないようです。

後退する西側労働運動 翻つて旧来の西側諸国では、こんな現象が出ています。例えば、アメリカの労働運動ですが、かつて全米自動車労組の運動方針の冒頭に掲げられていた要求は「人間としての尊厳」でした。しかし今、この言葉が方針書から消えてきています。西ヨーロッパの労働運動の場合も運動の重点が政府と組合幹部との対話に置かれ、未組織労働者を疎外して組織労働者のみの利害に関心が集中する傾向が見られます。この傾向に対して既存の労働組合の一部から抵抗も出ていますが、日本の経済成長と資本の海外進出が注目を浴びると共に日本型経営政策、日本型労使関係が脚光を浴びるのに従つて、この傾向が強まっている一方、東欧諸国の社会主義政権崩壊に便乗した西側の「資本主義は終わった」という宣伝でこの傾向への抵抗にもブレーキが掛かっているようです。

文化闘争の側面ももつ労働運動

総括して言えば、「国際労働運動」一月号に掲載されている伊藤成彦教授のシュタイナー氏とのインタビューの中で氏が言つているように、西側諸国の労働者は、比較的行き渡つ

た社会保障と経済の好況の下でマイ・カーも持てるようになったが、資本家や工場主から自由ではなく、「階級闘争は常に存在して何時再びその犠牲にされるかも知れないことを忘れていました」。そしてシュタイナー氏は、資本に従属する限り「労働者は自らの連帯による以外に生活の改善はありえない」ことを労働者大衆に示すことが労働運動の大きな課題だと指摘しています。さらに氏は、問題はマイ・カーを一台あるいは二台持てるかどうかではなく、「労働者に価値ある生活を保障する教育が保証されているかどうか」にあると述べ、現代工業化社会では真の生きる価値が失われていること、即ち文化が失われていることに目を向けています。

生きることの真の幸せは、物質的豊かさだけにあるのではなく、精神的、文化的豊かさを欠くことはできません。新しい社会条件の下で生きることの真の幸せ、「生きることの新しい価値」を労働者に教宣することが労働運動の大切な課題だというシュタイナー氏の主張は重要だと思います。現在のような文化状況を作り出してきた責任は資本と権力に従属している現代のマス・メディアにあるとは思いますが、氏はマス・メディアにいささかの影響力も持ち得なかつた労働運動の責任を指摘しています。つまり、生活条件がどう変わつても、資本主義の下で労働者が資本と権力から自由であり得ない限り、労働者は人間としての尊厳を自覚し、団結して自主性を堅持し、自主権を擁護して闘わなければ、生きることの幸せも見失うということです。

社会主義は労働者階級の思想

ブルジョワ社会科学者がどうわめこうと、社会主義は労働者階級の思想であり、労働者の存在するかぎり不滅です。東欧諸国の社会主義は崩壊しましたが、命令管理官僚制社会主義が崩壊したに過ぎず、ソ連では「人間中心の社会主義」が追求されていますし、ポーランドでは「左派」が労働運動の大勢を把握し、社会主義の擁護に立ち上がっています。残念なことにハンガリーとチエコスロバキアでは社会保障をはじめ諸々の社会主義の遺産を捨てて今までこれまでの体制を打ち壊し、資本主義でも何でも取り込もうとしています。これはスターリン、ブレジネフ体制の下でなめさせられたあらゆる苦難と屈辱から解放されたいという民族的感情がそうさせているのであって、一時的、過渡的なことではないでしょうか。社会主義が全面的に否定されたという見方は取りたくありません。いずれ時間が経てば社会主義の思想はこれらの国でも息を吹き返すと思います。

社会主義の合理性という点で、われわれが注目を要するのは低開発諸国情勢です。ヨーロッパでは冷戦が終わりを迎えたといいますが、それ以外の地域では冷戦の政治軍事構造が依然として支配的であり、帝国主義の創り出している矛盾がむしろ激化しています。物的、人的資源の仮借ない搾取が、第三世界の住民に飢餓、貧困、病気などなどあらゆる不幸をもたらし、基本的人権の侵害が一般化しています。この現実をわれわれは深刻に受けとめているでしようか。

人権に国境はない

在日朝鮮人をはじめ在日外国人労働者の現状を見る限り、日本における人権意識は決して高くないと思います。権利問題を考えるとき、常に私たちは平等ということを忘れてはならないと思います。あらゆる差別との闘いの基本はここにあると思います。資本はホー

ダレス時代に入っていますが、そもそも人権に国境はないはずです。外国人労働者の権利を制限する国内法は日本人の文化に関わる問題だと捉えなければならないと思います。

人権に国境はないという意味でもう一つ重要な問題があります。海外に進出した日本の多国籍化した資本と企業の引き起こしている環境問題と雇用労働者の権利侵害の問題です。進出企業の本社工場労働者の組合がこの問題に考慮を欠くことは許されないことです。日本の資本の海外進出に伴う日本型経営・労務管理政策の普及が海外で多くの労働者の批判を浴びていることを重要視すべきです。サッチャリズムやレーガノミクスと騒がれた新保守主義の時代は終わりました。日本でも中曾根新保守主義時代は終わっています。その新保守主義時代にとりわけ脚光を浴びた日本型経営政策でしたが、世界は民主化全盛時代になってしまった。人権闘争を土台に厳しい反撃を受ける時代がくるはずです。

西欧諸国では新保守主義の下で失った権利奪還の闘いが既に頭をもたげてきています。アジアではどうでしょうか。韓国には既存の韓国労総という国際自由労連加盟組織がありますが、当局に隸従するこの組織から独立した自主労働組合が次々組織され、新植民地主義に抵抗を強めていますし、フィリピンでは大衆路線を貫くKMUが激しい右翼の攻撃に幹部の生命さえ奪われているにもかかわらず大衆の支持を集め、アキノ政権の親帝国主義路線に激しい抵抗を続けています。

こうした海外の労働者の闘いとの連帯は、日本の労働者としては自らの利益の問題ではないかも知れませんが、階級的倫理、国際連帯の哲学に関わる課題であり、日本の労働者の権利奪還の闘いと目標が一致している課題だと思います。

労働者文化の発展を目指して

「現代は自主の時代です」と言い続けてきているのは朝鮮の金日成主席ですが、東欧の社会主義の崩壊に際して同主席が朝鮮の社会主義は「人間中心の社会主義」ですと言っている意味は深い示唆を含んでいるように思います。

東欧で社会主義は「パリ・コンミューーン」以来の大敗北を喫したかも知れません。しかし、反面その総括を通じて労働者の人間としての尊厳の回復と自主性の確立を基礎に真的民主的な社会主義の展望が生まれてきているように思います。

労働者の権利は人間としての権利を基礎にしたものであることを改めて確認し、人間として労働者が現代社会で求めるべき生き甲斐を明らかにし、労働者文化確立のために議論を深めていただきたいと思います。

自衛隊海外派遣問題で政府は「海外協力法案」の廃案に追い込まれました。このことに対する評価は色々出されました。平和憲法の理念にしたがつて法案を廃案に追い込んだ日本の世論は平和を願う国際世論に大きな感銘を与えたとあるアメリカの知識人が語ついたことをご記憶でしょうか。平和は世界的に普遍的な価値です。その価値が何ものにも代えがたいことを世界に示した日本の世論を尊敬を以て評価するということでした。日本は世界の産業界をリードしており、それに相応しい「国際的貢献」を主張する人々がいますが、軍事力や金の力を振り回すのではなく、人権、民主主義、平和などの文化的価値の実現に率先努力することで国際世論をリードすることが「平和国家」としての国際的責任ではないでしょうか。労働運動はその責任の一端を担うものであって欲しいと思います。

資料 労働者の権利宣言（第一次試案）

一、「権利宣言」の提起にあたって

（権利をめぐる現状認識）

① わが国労働者の権利は、使用者と国家の基本的な抑制政策によって、著しい経済発展にもかかわらず、きわめて低水準にある。使用者の差別と分断を柱とした労務政策の展開と労働者・労働組合のこれに対抗する運動の後退は、企業の強大な支配力と、職場における圧倒的な使用者優位の権利状況を生み出し、労働者の権利の空洞化・形骸化を招いている。

② 第二次大戦後の諸外国の権利水準の発展やILO条約等に定められている権利水準の向上にもかかわらず、わが国においては権利水準の引き上げは使用者の反対と国の消極的な姿勢によって遅々として進んでおらず、国際的水準からの立ち遅れは今日きわめて顕著なものとなっている。このことはわが国労働者が、産業発展、経済成長、GNPなどにふさわしい権利上の処遇を拒否されていることを意味している。

③ 労働者・労働組合の権利の確立と向上をめざすとりくみは労資協調路線の台頭や、労働者意識の変化などの要因も作用し、全体としてわが労働運動における権利闘争はいま停滯ないし後退を示している。権利闘争をめぐる現状を正しく把握したうえで、これまでの権利闘争の成果と弱点を総括し、権利闘争の再生・再構築をはかることが緊急の課題となっている。

（権利闘争の原理と位置づけ）

① 労働者の権利は労働者のたたかいなしには確立し得ない。

労働者の権利は、資本・国家権力との労働者のたたかいを通じて形成され、たたかいのなかで定着し、新たたたかいによって伸長する。

いつたん獲得された権利も権利を守る不断のたたかいがなければ空洞化・形骸化し、そして奪われる。労働者の団結とたたかいこそが権利闘争を支える基礎である。

② 権利を主張し、権利を獲得していく主体はあくまでも労働者自身である。ひとりひとりの労働者こそが権利の主体であり、ひとりひとりの労働者は権利闘争の担い手である。

③ 労働者の経済的諸条件や生活水準の向上は、労働者の自由や基本的権利の確立と不可分一体である。

労働者の生活と福祉の維持・向上および政治活動の自由は労働者の権利の保障によってこそ真に獲得されるものであり、権利保障なくして真的生活と福祉の向上は望み得ない。

④ 権利の侵害は侵害とのたたかいによつて排除されなければならない、侵害された権利は完全に回復されなければならない。

権利の侵害を許さず、権利侵害とたたかうことなしに権利を維持・確立することはできない。

権利侵害とたたかうことは労働者にとって権利であると同時に義務である。

⑤ 権利は日常不斷の努力のつみ重ねによって着実に確立されていくものであり、権利の現状をたえず点検するとともに、権利の学習と実施を通じて権利意識を強化し、権利の

定着と伸長を図っていくとりくみが不可欠である。

- ⑥ 権利保障をめざすたたかいは、労働者の普遍的 requirementとして、企業の枠、産業の枠を超えて、社会化することによって、より広く、より強固なものとして発展する。
- 権利闘争における共闘の追求と拡大は権利闘争の展開のうえできわめて重要なである。

(労働組合の役割)

- ① 労働組合は、労働者の自由と権利を確立するためのもつとも重要な任務を持つ組織である。

労働組合は使用者から独立し、組合民主主義を確立することによって、労働者の自由と権利の保障をめざすたたかいの中心的役割を果たさなければならぬ。

- ② 労働組合は、労働者の団結によつて労働者の自由と権利、人間としての尊厳の確立をめざす労働者の連帶組織であるとともに、平和や民主主義、基本的人権、さまざまな社会的不公正・不平等などにとりくむ開かれた組織であることを確認する。

(権利宣言の基本的視点)

- ① すべての労働者は人間として尊重され、自由と権利が最大に保障されなければならない。

労働者は労働力商品としてのみ扱われてはならず、人間としての尊嚴を実現するためには必要な諸権利が保障されなくてはならない。

- ② 労働者は人種、信条、国籍、性別によつて差別されることはならず、また雇用形態等を理由とする差別的な取扱は許されない。

高齢者、障害者も一人の人間として尊重され、その働く権利が保障されなければならない。

- ③ 労働者と使用者はあくまでも対等であり、労働者と使用者という個別の労使関係においても、労働組合と使用者という集団的労使関係においても実質的対等性が保障されなくてはならない。

- ④ 労働組合は労働者の利益を守るためにあらゆる問題について使用者と交渉し、決定する権利を有するものであり、この権利を実効化するための諸権利が保障されなければならない。

(権利宣言の実現)

- ① 権利宣言は労働者・労働組合の当然の権利として保障されるべき権利の内容と水準を示すものであり、権利宣言に掲げられた諸権利は、使用者によつて承認されるべきことはもとより、国家の立法、行政、司法においても保障されなければならない。
- ② 労働者・労働組合は権利宣言の掲げる諸権利の承認を要求して使用者とたたかうとともに、社会的、政治的運動を通じて国に対し権利の保守を迫るたたかいを展開する。これらのたたかいを通じて権利宣言の内容は実現される。

二、労働者の権利 (労働者の基本的権利)

- ① 全ての労働者は、法の前に平等であり、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によつて差別をうけることなく、全ての権利と自由を享受することができる。
- ② 全ての労働者は、あらゆる形態の強制労働を拒否する権利を有する。
- ③ 全ての労働者は思想、良心及び信教の自由を享有する権利、干渉をうけずに自己の意見をもち、発表する権利、集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由の権利を有する。
- ④ 全ての労働者は、労働し、職業を自由に選択し、公正かつ良好な労働条件——人間の尊厳にふさわしい生活を自己及び家族に対し保障しうる賃金、安全かつ健康的な作業条件と環境、昇進・昇格の機会均等、労働時間の合理的な制度と定期的な有給休暇とを含む休憩及び余暇などをうける権利を有する。
- ⑤ 全ての労働者は、健康で文化的な生活を営む権利を有し、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進を要求する権利を有する。
- ⑥ 全ての労働者は、その経済的、社会的利益の擁護、向上のため、労働組合を結成し、これに加入する権利を有し、組合員であること、労働組合に加入し、もしくはこれを結成しようとしたこと、あるいは労働組合の正当な行為をしたことの故をもつて、解雇その他の不利益な取扱をうけることはない。自衛隊、警察、消防等における職員の団結権は保障されなければならない。
- ⑦ 全ての労働者はあらゆる労働条件について、使用者と対等の立場で決定する権利を有する。
- ⑧ 全ての労働者は、週四〇（三五）時間労働・週休二日制、年間最低三労働週（二五日）の年次有給休暇の権利が保障される。また、有給の教育休暇の制度化、固定祝祭日の有給化を要求し、この達成を通じて、自己及び家族の健康及び福利のために十分な生活水準を享有する権利を有する。
- ⑨ 全ての労働者は、公正な賃金及びいかなる差別もない同等の労働に対し同等の賃金をうける権利を有する。
- ⑩ 全ての労働者は、全国一律最低賃金制の法制化、完全雇用政策の確立とそれにかかわる労働組合との協議を要求する権利を有するとともに、失業、疾病、能力喪失、配偶者の喪失、老齢、又は不可効力に基づく他の生活不能の場合には社会的保障をうける権利を有する。
- ⑪ 全ての労働者は、有給による出産休暇、育児休暇制度、保育休憩の権利を有する。
- ⑫ 全ての労働者は、児童及び年少者の保護及び援助のために、時間外及び深夜労働、あるいは危険・有害作業への就労を拒否する権利を有する。
- ⑬ 全ての労働者は、最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有し、そのためには必要な事項につき、安全・衛生委員会の活動を通じて、点検・立ち入り・監視及び報告を求める権利を有する。また、安全衛生教育、定期的健康診断の実施、労働災害・職業病に対する企業特別補償の権利を有する。
- ⑭ 全ての労働者は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、国籍、もしくは社会的出身にいかわらず、差別をうけることなく、法の平等な保護をうけ、また救済をうける権利を有する。
- ⑮ 女性労働者に対する不合理な差別は総て禁止される。

採用から退職に至るまでの雇用のあらゆる段階において女性労働者は男性と差別され
てはならない。

女性労働者は母性保護の原則に基づく権利が保障される。この権利の行使を理由とするあらゆる不利益扱いは禁止される。

高齢者、障害者は、そのことを理由に雇用を拒否されではなく、働く権利は保障さ

外國人労働者は、原則として、本種別宣言に掲げる種別を享受する。

三、労働組合の権利

- ② 労働組合はあらゆる労働者を組織することができる権利を有するとともに、企業の本位をこえて、地域別、産業別に団結する権利を有する。

③ 労働組合は団結活動のための組合費、チケット・オフ、在籍専従、組合掲示板及び組合事務所の設置等を要求する権利を有する。

④ 労働組合は使用者に対し、全ての労働者の全ての労働条件について、使用者と対等の立場で決定する権利を有する。

⑤ 労働組合は全ての労働条件について、使用者に対し、報告・資料の提出等を求める権利を有するとともに、関係書類につき閲覧、謄写、点検等を行なう権利を有する。

⑥ 労働組合は使用者が組合員に対して行なう配転、出向、解雇、昇給、昇格、懲戒等のあらゆる人事上の処置及び教育訓練等に対し、十分な協議のうえ決定する権利を有する。

⑦ 労働組合は組合員の雇用と労働条件を確保するため、使用者に対し、経営施策等にかかる情報について報告・開示を求める権利を有する。

⑧ 労働組合は、労働者の生命、安全、健康を確保するため、生産施設その他必要な施設及び場所あるいは関係書類につき、点検、立ち入り、閲覧、謄写等の権利を有する。

⑨ 労働組合は組合員教育、文化・レクリエーション活動等の権利を有し、そのための費用の負担及び企業施設の利用その他便宜供与等を要求する権利を有する。

⑩ 労働組合は、就業時間内においても、必要不可欠な範囲で組合活動を行なう権利を有する。

⑪ 労働組合は、企業施設内において組合員に対する情報の伝達、教育宣伝、使用者に対する意思表示等のため、集会を催し、あるいは各種文書を配布する権利を有する。

⑫ 労働組合は、労働条件その他労働者の生活と権利にかかる全ての事項及び団体交渉その他の労使関係にかかる全ての事項について使用者と交渉し、決定する権利を有する。

団体交渉は就業時間に賃金を保障したうえで行なうことを原則とする。

⑬ 全ての労働組合は、組合員の労働条件の向上とその経済的、社会的、政治的な地位向上のため争議権を保障され、争議権の行使の時期、方法等について自主的に決定する権利を有する。

争議権行使を理由として、使用者は、組合及び組合員に対する一切の不利益を課してはならない。

◇全通の仲間からの報告◇

反合研全国交流会を開催

一月一四・一五日に全通の三地方反合研の呼びかけで全国的な交流会が開催された。省の活性化攻撃は、労働組合をもまき込み仲間への分断・差別を繰り広げ、事業を守る運動に組み込もうと展開されている。事業に非協力の態度をとれば強制配転、職場改善運動など出され、超勤拒否、ネームプレート拒否者に対する処分攻撃など全国的に繰り広げられている。ややもすると、これらの攻撃に対し「どう対応するか」という戦術論議になりやすいが、基本的学习（総括）から反撃の条件をつくることが求められたといえる。

その意味で、今回の交流会では自分たちの手で資料をつくり学習することが必要であるとの認識のもとに「行革攻撃と郵政合理化」「省の新昇格制度」の二つのテーマについてレポートを受け、活発な討論が行われた。また「労働市場と労働運動」のテーマで労大の松本氏より特別講演を受けた。

〈郵政合理化の現状〉

さて、交流会は「行革攻撃と郵政合理化」の報告をうけ、討論に入ったが、簡単にそのままの仲間との交流を」という声に支えられ、全国的交流会開催へと結実したといえる。日々、職場で合理化との闘いで訓練されている仲間の闘いを反合研に結集し、交流する中で共通する課題も明らかとなる。だから今回の交流会の成果をふまえ、引きつき、「全国的なつき合せを」という声を重視する必要がある。

流れをみると、八一年の「土光臨調」発足以降、今日まで行革攻撃は続いているが、その路線上に郵政合理化もその攻撃の質を高めながら進んでいる。「営業元年」といわれた八一年の効率化、事業危機を基調とした八五年の事業改善計画、「経営基盤・需要拡大・マンパワー高揚」を柱とした活性化計画、というように、その名称をみてもどこに力点を置いて合理化を進めるか、省の長期経営戦略にたち具現化している。

合理化を推進するためには、何よりも郵政省の狙いはいかに労働組合を抱きこむかにあつた。七九年の「10・28八確認」である「事業の共通認識」をもとに、郵政省は全通に路線の変更を執拗に求めてきた。反マル生闘争の総括が大衆討論として不十分のまま、对立から協調へと、ことあるごとに「労使関係の改善」が求められ、六〇・七〇年代においては組合員の反対により「労使関係改善」を踏み止まらせてきたが、「10・28確認」以降は、労使関係の正常化攻撃が続き、「社会勢力としての全通の評価」や「高层次な労使関係」とまでいわせしめ、労資で事業を守り、活性化していくという状況に立ち入っているのである。八三年に「制度政策闘争」を決定したが、今や企業内の色彩を色濃くし「支部・局改善懇」設置にみられるように職場段階まで事業協力を一人ひとりに求めてきている。

例えば、職場改善対策として慣行剝奪、勤務時間管理、組合活動チエックなどを強化し、非協力者には問責という攻撃だ。そして現場管理者には「勤務評定」がつきまとひ、役職者には「推賞指導」が負わされているため役職者の分断を含め攻撃は止まらない。そのことは超勤でいえば、子供を保育園へ迎えにいく理由で断ると注意処分ということや、一月二七日以降は四時間超勤がかけられ、腰が痛いから二時間にしてくれということや、「二時

間できない診断書をもつてこい」ということにあらわれている。

また、五月の物数調査時には、新採が入つていては調査にならないと年休請求しないのに新採者を無理に休ますというやり方に、おかしいと抗議すると処分攻撃。ネームブレート問題も同じである。通達を出してまで着用せることに対し、単に「つける・つけない」ではすまされない問題が背景にある。議論すれば我々の働くさまざま、非人間的扱いをうけている実態が明らかになってくる。

これに対し、当局は「命令と服従」の職場支配体制づくりを強め一人ひとりに事業協力をせまっているのである。もちろん、事業協力を求める当局との抵抗も続けられているが、事業協力・生産性向上運動に対し、どう一人ひとりの組合員が力量をつけていかが求められているが、そのためにも事業協力にいたつた総括が重要である。

〈事業危機論〉に対する総括を!〉

このように事業協力路線は、労働組合の存在を無力にする。自分のことは自分で解決するという意識が組合員の中に広がりはじめている。この事業協力に立ち至った大きな問題として八三年前後における小包減を理由とした「事業危機論」が全職場を覆った。「10・28確認」以降、郵政省は合理化攻撃を強めてきたが、その中心になってきたのが「郵政事業は危機だ」「事業を守ろう」という思想攻撃であった。そして先に述べたように全通に対しては「事業に対する共通認識」を具体的に求めてきたのである。(つまり労働者は「生産性の向上のために協力せよ」と言っているわけだが、この「事業の共通認識」を押し進めていくことは「仕事を中心」に運動を考えていかざるを得なくなり、労働者同士がいかに競争しあい、いかに多くの首を切るかということを資本のために考えていくことになる。だから、郵政事業が危機だろうと事業が伸びていようと「事業のため」には身を粉にして働け、その結果、過労でたおれても首切りが起つてもやむを得ないという思想になつていくのである。

しかし、この「事業が危機」だから「事業を守ろう」という思想展開に対して、我々の反撃がどうであつたか、その総括が求められた。率直に言つて「事業危機論」に対し、反撃できずくに「負けた」ことを認めなければならない。郵政省は事業危機を訴える一方で職場の活性化・小集団活動にも力を入れてきた。今日、小集団活動に営業施策が組みこまれていてる実態をみると、郵政省は「事業危機」を利用して営業に対する意識変革のバネにしたともいえる。

何よりも我々が組合員から「職場がなくなつてもよいのか」「仕事がなくなつたら元も子もない」とつきつけられると、「雇用問題」を考え、そこからの反論・反撃が弱かつたことにつきる。

先に述べたように、それでは事業協力すれば雇用が守れるか、労働条件が守れるかと言えば決してそうではない。事業協力は資本のために考えているのであるから、仕事中心のサービス・要員・賃金・労働条件とならざるを得ない。だから労働者としての生きる権利を共通認識として闘う以外にないからこそ「競争しない」「仲間の团结」が言われたし、そのことを強めながらも、資本主義との闘いである以上、そこを含めた今日段階の総括をさらにおさげしなければと考える。

〈全通運動の階級的強化にむけて〉

「事業が危機だ」から「事業を守る」ことは当然だ、といわんばかりに事業協力を具体的に求めてくる当局の攻撃の一方で「国労のようになつていいのか」と職場抵抗の排除もつきつけ

られてきたのも事実である。「職場がなくなつてもいいのか」ということに対し、労働者を守るのは「政策」でないことははつきりしている。制度政策闘争の今日的状況は「事業を守る」という企業内重視の方向をたどっているからである。だから「組織を守る」だけの受け身ではどうすることもできないし労働組合への求心力は大幅に低下してきている。求心力がなくなるということは、自分のことは自分で守るという「自己解決」の道を求める他なく競争が引き起こされてくる。競争によって労働者の利益を守るというのであれば労働組合は必要なくなる。

労働組合が防波堤となりうる時は運動の前進はあったが、今日そのことが失われつつある時、そして闘いを進めていくことが困難なとき、我々が運動への確信をもつたためにも基本的な学習と反合研での交流が重要である。

そして、制度政策闘争が企業内運動である以上、その中でいくら押しかえそうとも組合員の中にある「自己解決」・アキラメも手伝い押しかえしきれない。だから「自分の地区・自分の組合」だけでは困難であり、企業外の交流・統一闘争も求められているのである。

今回の交流で地区にかえり反合研を再建するという力強い声もきかれたが、バラバラではなく、ますます「全国的なネットワーク」の重要性を確認したといえる。

(全通・I)

鹿児島のみなさん、お世話になりました

——稚内闘争団が鹿児島地方闘争団と交流——

たたかいの広がりを確認

昨年、一二月一五日から一八日までの四日間、鹿児島へ出向き「鹿児島地方闘争団」との交流を深め合った。

鹿児島空港に着くと、「歓迎！国労稚内闘争団」の横断幕が我々三名(磯見・木山・中條)を出迎えてくれた。そこにはHBC(北海道放送局)のTVカメラも見えた。

交流会会場に向かう途中、NTTの下請けのアルバイトをしているH氏を訪ね、仕事の内容等の話を聞かせてもらい、頑張っている姿を見る事ができた。

井之脇弁護士、共闘の仲間、組合員、家族の皆さんとの交流会では、「連帯する鹿児島県民の会」を結成し、それぞれの組合を回りカンパを募っている等、具体的な取組みの報告や、他単産の仲間から「国労の闘い」を共に行動する中で、学び、組織強化につながっている。また、国労鹿児島地本書記長から「国労の闘いは共闘の力に支えられている」との報告があり、反「行革」統一闘争の広がりを確認し合う事ができた。

一方で「娘の大学の授業料の全額負担ができるず、娘がアルバイトをしながら通学をしている。下の子には金がないから公立に入ってくれと言わざるを得なかつた」「息子から悩んでいる時ぐらい家に居て欲しいと言われたが、自分は役員をやつていてるし…」「大学進学をアキラメさせた、息子から、行けなくていいから受験だけでもさせてくれと言われ本当にくやしい思いをした」等、率直な実態が出され自分自身も持ち続けていた生活不安や妻とのぶつかりを出しながら、悩みやぶつかりを持つてしているのは自分だけでないし、首を切られたがゆえの実態であるという忘れかけていた事を思い出し、仲間に目が向いていた自分の不充分さを知った。

「団結焼酎」で交流

鹿児島闘争団の「団結焼酎」を飲みながらの交流では、緊張もほぐれ、稚内の毛ガニと

1991年3月1日発行

社会通信 No 464

1977年12月10日第三種郵便物認可

鹿児島の地鶏の刺身も手伝つてか、午前三時まで飲み・語り続け、鹿児島地方闘争団Y団長と稚内のK氏は意気投合し、きわだつた盛り上がりを見せていた。大騒ぎをしながらも、首切り撤回の闘いは「白紙者」「辞退者」「広域者」そして、これまでに辞めていった、あるいは死んでいった全ての労働者の責任追及の闘いでなくてはならない。決して、一〇四七名のみの闘いではないんだ、と力強く語られていた。

二日目は、家族会の役員の方々と交流をもつ事ができた。

「子供の七・五・三の祝いをしていない。子供から、友達（親がJ.R.）が綺麗な着物を着ていた事を言われ、子供にまでこんな思いをさせて悔しい」「夫は三ヶ月無収入の時期があり、この人について行けるか不安になつたが、違うところへ就職しても首を切られたが同じ状況になる。今の状況は首を切られたからだと思うようになつてきた」「首切りから二ヶ月間、夫とのケンカも多かつた。身内から組合にいたからだ！」と言われ悩んだ」「家族会のチラシをデパートで子供を連れて配つたが、どうして私がこんな事しなければならんの？」と泣いて座り込んでしまつた。くやしくて涙がでてきたが一、〇〇〇枚を最後まで一人で配つた等、涙しながら率直な実態が出された。また、そうした実態を何とか闘いへつなげるために「なかなか結集はしないが月一回の集まりでぐちのこぼし合いをしている」と報告もあつた。

変な意味ではなく、初めて会つた者どうしが、涙を流し、飾り気のない実態をなぜ言い合えるのか、考えさせられた。そこに、闘いの展望のようなものを感じた。

首切りに北も南もなかつた

三日目は、鹿児島県教組のW委員長、全通鹿児島地区本部のK書記長、鹿児島市職労M副委員長に、それぞれ多忙の中、時間をさいていただき、日頃の国鉄闘争支援のお礼と稚内との交流の要請をさせていただいた。心よく受け入れていただいた事に対し、深く感謝申し上げます。

夜は、まるで西郷隆盛のような風貌の鹿児島地方闘争団F事務局長（いくら飲んでもまったく変わらない）に都城班N団長の自宅まで送つてもらい、Y団長と息子さん、N.T.T下請けのアルバイトをしているH氏、地域社会党の市議会議員との交流を、「団結焼酎」を飲みながら行なつた。まずは、乾杯に始まり、子供達も含めて自己紹介。「なんと子供が子供らしいのか」今でも強く心に残つている。

社会党の市議は、単産からの国労闘争に対する締めつけがある中で国労支援を行なつているという話をされ、「本当に、こういう一人ひとりの仲間に支えられているんだ」という事を感じた。また、N団長から「首を切られてこんなにも仲間が増えたし、日本の北と南の仲間どうし交流をはじめた」と話がされ、闘う条件が確実に広がり、強まつてゐる事が言われていた。印象的であった。

この夜も、話がはずみ、午前三時をまわつてしまつた。奥さんは特に迷惑をかけてしまひ、寝る前に食器を洗つてゴマ化したが次の日、目がさめると、すでに仕事に出かけていた。恐縮、恐縮…。

全体を通して持つた感想は、「本当に良かつた。交流は理屈でない。首切りに北も南もなかつた」である。

本当に鹿児島の皆さん！お世話になりました。また、交流しましよう！

（国労稚内闘争団・中條孝幸）

社会党全国大会と兵庫問題

今年の社会党全国大会は、兵庫における党内対立が全国的な注目を集めることであった。兵庫の党員にとつても、兵庫の代議員が何を発言し、中央本部がどう答弁するかは、これからの活動に大きな影響を与えるだけに、特別大きな関心と注目がされていた。

もちろん大会では、湾岸戦争の問題や国労支援問題、さらには規約改正など重要案件があつたが、ここでは兵庫問題に焦点をあてて報告したい。

兵庫の党内対立の現状

昨年の衆議院選挙で複数候補擁立をめぐって対立した兵庫で、いまままで統一地方選挙に立候補する五名の新人の公認をめぐって県本部と対立している。

兵庫二区の高砂市では、定数は正で県会議員の定数が一から二に増員となつた。この選挙区は、伝統的に革新的風土の街であり、自民党サードですら、社会党が出て当然、当選して当然とみているところである。

ここでは長い党活動歴をもち、総支部長であり、労働組合でも副組合長の要職にある人が、総支部の推薦をうけて県会議員に立候補を決意したが、公認の上申が県本部によつて拒否されている。しかも県本部は、ここで民社党候補を推薦しているのである。立候補する社会党員がいるのに、これを拒否して民社党候補を推薦するというのであるから、常識では考えられないことである。

兵庫一区では引退する県会議員の後継者が公認を継続審議ということで保留されているし、二名の女性新人候補、四年前の統一地方選挙のとき、次は二名をたてようと確認し、この確認のもとに活動をつづけ、複数候補を決定したところでも新人の公認が保留されている。

その反面、社会党候補を落選させるために立候補したと挨拶する人物が公認されたり、もともと公明党員であつたが、除籍され、進歩党にはいつたりでたりしたあげく、民社党県会議員から神戸市長に立候補、また衆議院選挙に立候補した人物の運動員を、社会党の推薦候補として検討するという無原則ぶりで、自民党議員からも批判されている。

兵庫では一昨年の定期大会以来、下部機関、下部党員の意見を聞き、協議するといった運営は全然行なわれず、県本部の独断専行すべてが決定されている。二度にわたる臨時大会の流れもこれが根底になつてゐる。地方の市長、町長などの選挙でも、関係総支部、支部の頭越しに政策協定がおこなわれて、党員は新聞発表で事情を知るという状況が続いている。

昨年一月三日中央本部の指導のもとに兵庫の定期大会が開催されたが、この大会は社会党員でありながら社会党・護憲共同に参加できないでいた岡崎宏美さんの問題解決が国會議員団会議で問題になり、田辺副委員長が解決への努力表明をしたのを契機に中央本部が動きはじめたものであった。

この大会は全議案で質問は二点という、それ自体異常なものであったが、中央本部のすべて円滑にという指導にしたがつて終了したものである。しかしこの後も事態は何等解決していない。このような実情のなかで、党運営の正常化を求める運動が起きている。

公認が継続審議ということで保留されている事情は、当該支部が上京して直接事情説明をおこなつたり、繰りかえし公認を要請する文書を提出しているので、中央本部は兵庫の実情を充分承知しているのである。

それだけに中央本部の兵庫問題に対する答弁が注目されたのである。

大会での代議員質問と中央本部の答弁

党務報告の質問は通告制で、議事運営委員会で求められた者が質問できることになつてゐるが、兵庫では正常化を求める側の代議員と県本部側代議員の双方が質問を通告しており、議運から一名にするか、質問時間五分を半分ずつという話があつたが双方が拒否して結局党務報告では兵庫の代議員は質問できなかつた。

しかし千葉、広島の代議員が兵庫問題を質問し、山口書記長は「山副本委員長を中心で円満解決の努力をおこなわれている」という答弁をした。

これらの質問に兵庫の県本部側代議員から、「よそのことに口だしするな」「兵庫のことは兵庫にまかせとけ」という野次がとんばかりか、会場外で「なんですよそのことを発言する」と抗議する兵庫の県本部側女性代議員もあつた。

いうまでもなく全国大会は、最高決議機関であり、代議員は全国の問題について発言して、党の活動や方針について決定する責任をもつてゐるのであり、抗議する方が間違つてゐる。そんなことすら知らないお粗末さであり、知つてゐるというならこれこそ独善の見本である。

正常化側代議員の質問要旨

正常化側議員の質問要旨は、つきのようである。運動方針小委員会で、正常化側の代議員が繰りかえし質問のために挙手していたが、結局質問を認められたのは最後で、質問時間も二分以内といふものであつた。そこで選挙闘争方針で再度質問を行なつてゐる。

一、規約第一四条は組織原則として中央本部、県本部、総支部、支部を基本組織とし、民主主義を基盤に、合意と統合の党として活動するよう定めているが、下部機関を開催しない兵庫の現状をどう考えるのか。

二、選挙は公認されてから活動がはじまるのではなく、立候補を決意した時からはじまるのであり、中央本部は新人が公認されていない兵庫の実情は充分承知のはずであり、どう対処しようとしているのか。

三、昨年一月三日の兵庫の定期大会に出席した山副本委員長、笠原組織局長は、中央本部の執行委員会で充分議論できるし議論するという見解を表明されてゐるにもかかわらず、まだ公認されないのはどんな事情があるのか。

四、田辺副委員長は、組織原則を守る、排除の論理はとらない、中央本部、県本部、当該支部でよく協議すると指導方向を明らかにされているのにまだ結論がでないのは何故なのか。

五、佐藤選対委員長は昨年の定期大会で、衆議院選挙の公認問題で、上申がないから検討できなかつたと答弁されたが、手続論としてはそうであつても、事前に実情を知つてゐる以上、中央本部の指導があつて当然ではないか。

ということを、運動方針小委員会や、組織・機関紙・財政小委員会の両方で繰り返し質問した。これに対し中央本部の答弁は、「組織原則は充分承知しているし、円満な解決のために山副本委員長を中心で解決にむけて努力中」というものである。

運動方針小委員長の報告でも、社会新報に掲載されているように、候補者決定に関する組織原則についての質問に対し、執行部は選挙は勝つことが目的であり、そのために県本部と地域両者の充分な納得と理解が必要であることが強調され、二のつ選挙闘争方針は満場一致で決定されたのであつた。規約改正案でも、公認・推薦権について県本部は総支部の意見を尊重するには当然だという本部見解が表明されている。

兵庫問題は民主主義の問題

兵庫県全域の有志党員は、大会当日バスで上京して、大会場前でビラを配布し、兵庫の実情を全国の代議員、傍聴者に訴えた。

大会の雰囲気からみれば、兵庫の党運営は中央本部を含め、異常な出来事とみられるのではなかろうか。党内民主主義を無視し、下部機関、党員をないがしろにした兵庫の実情は、民主主義を基盤にした社会党にとつてあつてはならないことであり、このようないことが続くなら社会党の存在価値はない。

しかし連合が党に対し、連合の思うままの党に変質させようと、繰りかえし必要以上の介入を加えようとしている現在、いつどこで同じ問題が起きるかもしないのであり、社会党を変質させようとする動きには、日常から充分警戒心を持ち続ける必要があるのではなかろうか。

(F)

◇ 読者からのおたより ◇

「労働組合論」もつてます 「通信」第四六一(二月一日)号読みました。一七ページに「学習会」のことがでてましたが、数年前に大月書店に電話したところ、マルクス・エングルスの『労働組合論』(国民文庫)は再版の予定がないことで、在庫五〇冊をすべて買い取りました。まだ三〇冊ほど持っています。必要ならご連絡ください。一月二十四・二五日、宇都宮市職の春闘学習会へ行つてきました。県外へは二度目。こういう機会をもらうとやはり勉強にも力がります。

編集部より 学習会の苦労はどこも同じなんですね。マルクス・エンゲルスの『労働組合論』は私も二ヶ所で学習会をやっています。労働組合とは何かを学ぶにはもつとも時機に適した古典です。購読ご希望の方は編集部にご連絡ください。

千葉・Kさんに感謝 「社会通信」第四六一号の『読者からのおたより』で、「学習会に『カーネマルクス』の、千葉・Kさんのおたよりが私の目を引きました。最近の労働運動は、職場実態を無視し、労働組合の存在感が一層遠のいています。それだけに私も学習会を組織することの重要性は十分わかつていたつもりでした。Kさん御指摘のとおり出版社の事情もあるでしょう。最近本屋さんをのぞいても『雑誌』はあっても、「本」が少なく非常に残念に思つていました。今回、千葉・Kさんのおたよりを見て、私も「カール・マルクス(岩波文庫版)」を、自宅の本棚から出してみました。心ひかれる本を無性に求めていた時だけに、新鮮な学習意欲をかりたてられました。少し時間がかかるても、読み切りたいと思います。仲間を組織して。頭の栄養失調の改善のために。本屋さんには本でも、身近な自分の本棚に眠つていました。その昔買つておいた本が今役立ちそうです。千葉・Kさんに感謝します。

(全通・小林隆)

編集部より 小林さんお久しぶりです。ともに学習会をはじめて二〇年ちかくになりますか。でもここ一年、開店休業中。私も気にしているのですが、忙しさにかまけて足がむきません。ごめんなさい。いよいよ再開しましょうか。

研究会の成果を貴誌に 私たちの始めた教問研もまだ不十分。あがいでいる段階ですか。でもここ一年、開店休業中。私も気にしているのですが、忙しさにかまけて足がむきません。ごめんなさい。いよいよ再開しましょうか。

さまざまの考え方の会員が集結するとの難しさ、本部流の考え方の層の厚さ等、困難ばかり。社会通信には常に励まれ、今日まで来ています。早く報告できる成果があがればと思うのですが…。

編集部より いつも資料ありがとうございます。資料から全国の仲間に紹介させていただきたいたいと思っています。

(福岡・Y)